

アドベンチャーガイズがおすすめする 東京海上日動の国内旅行傷害保険

国内旅行中の事故によるケガ等様々な危険を補償します。

2024年10月1日以降始期用

国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険

特別危険担保特約
(運動割増・山岳登山)付帯

国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約、遭難捜索費用担保特約等をセットすることができます。

本プランでは、旅行中に山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する場合をいいます。)を行っている間の傷害を補償する「特別危険担保特約(運動割増)」が付帯されています。

傷害 (死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)

旅行中の事故によるケガを補償します。(山岳登山中のケガがもとの場合も補償)

※山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する場合をいいます。



救援者費用等保険金(オプション)

旅行中のケガにより継続して14日以上入院した場合等に、看護のために現地に向かった親族*1が負担した交通費・宿泊料等を補償します。

Ex)ケガがもとの継続して14日以上入院



賠償責任保険金(オプション)

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。 Ex)他人にケガをさせた

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等は示談交渉はできませんのでご注意ください。



遭難捜索費用保険金(オプション)

日本国内で、山岳登山の行程中に遭難したことによって支出した捜索・救出・移送のための費用を補償します。

Ex)山岳登山中に遭難して救出された



*1 6親等内の血族、配偶者*2または3親等内の姻族をいいます。 *2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)。①婚姻意思*3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ポイント

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。

(空港でお申し込み手続きを行なわれる場合は、空港でのお申し込み手続き完了時からご自宅にお戻りになるまでの補償となります。)

※保険の責任期間(補償期間)は保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時から末日の午後12時(24時)までとなりますが、保険期間内であっても住居(ご自宅)に帰着した時点で、保険の責任期間は終了します。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ご契約金額と払い込みいただく保険料

保険期間 注:()内は旅行期間を示します		2日(1泊2日)まで	4日(3泊4日)まで	7日(6泊7日)まで	
(ご契約金額) *1	傷害	死亡・後遺障害保険金額	115.6万円	123.2万円	156.6万円
	賠償責任保険金額(免責金額0円)	100万円	100万円	100万円	
	救援者費用等保険金額	200万円	200万円	200万円	
	遭難捜索費用保険金額	50万円	50万円	50万円	
お支払いいただく保険料		1,000円	1,100円	1,300円	

*1 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

【ご注意】①保険期間(保険のご契約期間)はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間は、「7日まで」となります。②次のいずれかに該当する場合には、他の保険契約等*2と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。

a. 保険の対象となる方の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合 b. 保険の対象となる方の同意がない場合(保険契約者=保険の対象となる方の場合を除きます。)

*2 「他の保険契約等」については、重要事項説明書等をご確認ください。

保険の対象となる方の数が20名以上で同一の保険期間、かつ、1つの保険証券等でのご契約のとき、保険料の割引が適用できる場合があります。詳細は取扱代理店までご照会ください。また、上記に記載のない保険金額(ご契約金額)でのご契約をご希望の際も、取扱代理店までお問い合わせください。

お問合せ先(取扱代理店) 株式会社アドベンチャーガイズ
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋4-5-4山和ビル3階
TEL:03-5215-2155 FAX:03-3288-3211

(引受保険会社)東京海上日動火災保険株式会社
(担当:航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室)
〒100-8107
東京都千代田区大手町 1-5-1大手町ファーストスクエアWEST9階

令和6年9月作成
24TC-006188

補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合				
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を始めて 180日以内 に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●けんや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によるケガ ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・滑空機等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。) ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的見解のないもの等				
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を始めて 180日以内 に後遺障害*1が生じた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※事故の発生の日からその日を始めて 180日(支払対象日数) を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金をお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、 180日(支払対象日数) を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●けんや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によるケガ ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・滑空機等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。) ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的見解のないもの等				
入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金額に入院*3した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を始めて 180日(支払対象日数) を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金をお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、 180日(支払対象日数) を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●けんや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によるケガ ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・滑空機等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。) ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的見解のないもの等				
手術費保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を始めて180日に入院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②傷の処置や処置等お支払いの対象外の手術 ③先進医療*5に該当する所定の手術 *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。 (詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)	入院保険金額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>① 入院中に受けた手術 *4</td> <td>10倍</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外の手術 *4</td> <td>5倍</td> </tr> </table> ※1事故に基づくケガに対して、1回の手術*4に限り、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限り、10倍となります。	① 入院中に受けた手術 *4	10倍	② 上記以外の手術 *4	5倍	*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
① 入院中に受けた手術 *4	10倍						
② 上記以外の手術 *4	5倍						
通院費保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。 *7 ギプス、ギプスケース、ギプスシャーシ、副子・シーネスプリント固定、創面固定器、PTBキャスト、PTBブレース、顔副子等およびハローベストをいいます。	通院保険金額に通院*6した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を始めて 180日(支払対象日数) を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金をお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は、 90日(支払対象日数) を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*7を常時装着した日数についても「通院した日数」と含みます。 ※入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●けんや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によるケガ ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・滑空機等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。) ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的見解のないもの等				
賠償責任保険金(オプション)	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物(宿泊施設の客室・客室移動車(客室外におけるセーフティボックスおよび客室の扉)を含みます。)、を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上自動が行います。 ※東京海上自動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上自動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ東京海上自動にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	osihara				
携行品損害保険金(オプション)	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難・破損等の損害が生じた場合。 *12 携行品とは、現金・乗車券・宿泊券、衣類、カメラ一式等、保険の対象となる方が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 (※)有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動物物、別送品等は含まれません。	(携行品*12 1個、1組または1対について10万円を限度とした)損害額*13をお支払いします。 ※乗車券または通貨等については合計5万円を限度とします。 *13 損害額は、時価額または修繕費のいずれか低い方とします。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ※1回の事故ごとにお支払い金額(自己負担額)3,000円を yourself が負担していただきます。 お支払いする保険金=損害額*13-免責金額(自己負担額)3,000円 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠陥、自然の消耗、性質による変質・変色 ●単なる外観の損傷で機能に障害をきたさない損害 ●戦争・外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動による損害 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●携行品の置忘れ、紛失等 ●差し押さえ、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難措置はお支払いの対象となります。) ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・滑空機等を行っている間に生じたその運動用具の損害等 *14 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は保険金のお支払対象となります。 *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。				
救済者費用等保険金(オプション)	①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②保険の対象となる方がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難した場合 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって保険の対象となる方の死亡が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察等の公的機関により確認された場合 ④日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を始めて 180日以内 に入院(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または継続して 14日以上 入院*3された場合。 *16 補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をいただきます。*16	ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*9が負担した下記の費用をお支払いします。 ※救済者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ①捜索救助費用 ②現地への1人1回の交通費(救済者2名分まで) ③宿泊料(1名につき 1,000円 を限度とし、救済者2名分まで) ④現地からの移送費用*17 ⑤現地の諸雑費(3万円まで) *17 補てん等のうち払戻を受けた金額、負担することを予定していた金額は費用の額から差し引きます。 (※)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ●保険金受取人の故意または重大な過失(その方が受け取るべき金額部分) ●けんや自殺行為・犯罪行為による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・滑空機等の危険な運動中の事故(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。) ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の損害等 *18 捜索救助費用については、特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合もピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用は保険金のお支払対象となります。(遭難捜索費用保険金にてお支払いします(遭難捜索費用セットの場合。))				
遭難捜索費用保険金(オプション)	日本国内で、山岳登山(ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用するもの)の行程中に遭難した場合。	遭難したことによって支出した捜索・救出・移送のための費用(捜索・救出・移送活動に従事した方からの請求にもつき保険の対象となる方が支払った費用で、かつ、社会通念上妥当と認められる費用)をいいます。 ※ただし、遭難捜索費用保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。					

- *2 保険の対象となる方以外の医師等が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師等が行う治療をいいます。
- *3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、主に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。
- *9 6親等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。
- *10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)
①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
*11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- 上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性急性中毒およびウイルス性急性中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください(例えば職業病、アテス病等)。
- 「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから往先に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ご契約に関する注意
①保険料引込み：保険料引込みの際は、弊社所定の保険料額を発生しますので、お確かめください。
②保証証券、保険契約書または被保険者証について：代理店または東京海上自動にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保証証券、保険契約書または被保険者証が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または東京海上自動へお問い合わせください。お問い合わせに際しては、保証証券番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡ください。なお、保証証券、保険契約書または被保険者証をお渡しする届にはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。
③補償の重複について：賠償責任危険担保特約等をご契約される場合、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。補償が重複すること、対象となる事故について、どちらのご契約でも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差や保険金額を二重確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2
***1** 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

この保険のご契約者の皆様にご利用いただけるデリーサポートサービスの詳細については、専用チラシをご確認ください。

このパンフレットは、国内旅行傷害保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『**重要事項説明書**』をよくお読みください。また、詳細は『国内旅行傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上自動にご請求ください。不明な点等については、ご代理店または東京海上自動までお問い合わせください。ご契約とは東京海上自動と異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方会員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、東京海上自動の代理店は東京海上自動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上自動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上自動と直接契約されたものとなります。